

美濃加茂市監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和7年12月18日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 高井実枝

- 1 対象の監査 令和7年度10月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和7年11月26日
- 3 監査の結果を通知した日 令和7年11月26日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和7年12月16日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
商工観光課	【検討】 美濃加茂市商工業振興事業補助金（小規模事業者経営改善普及事業）に係る補助金等交付申請書に添付されている資料は、美濃加茂市商工業振興事業補助金交付要綱第3条別表に定める要件を満たす説明資料として不明確である。補助金交付事務にあたっては、補助金交付の算定根拠が明確に確認できる資料提出を指導されたい。	補助金の交付要件を満たす説明資料として、全体事業費、自己負担額、美濃加茂市商工業振興事業補助金の補助対象経費等をまとめ、算出根拠が明確となった資料を作成し提出するよう、美濃加茂商工会議所へ依頼しました。（今年度分については令和7年12月26日までに提出を依頼）